

ホームヘルパーステーションあおやぎ運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人さわらび会が開設するホームヘルパーステーションあおやぎ(以下「事業所」という。)が行う介護保険法に基づく訪問介護サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を目的として、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ホームヘルパーステーションあおやぎ
- 二 所在地 高知市五台山 3780 番地 1

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士或いは訪問介護員1級課程修了者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護計画の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 2.5名以上(初任者研修課程以上修了者)
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名(兼務)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12/31～1/2 までを除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 併設施設の電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護に関すること
 - ア. 食事の介護
 - イ. 排泄の介護

- ウ. 衣類着脱の介護
 - エ. 入浴の介護
 - オ. 身体の清拭、洗髪
 - カ. 通院の介助その他必要な身体の介護
- 二 生活援助に関すること
- ア. 調理
 - イ. 衣類の洗濯、補修
 - ウ. 住居等の掃除、整理整頓
 - エ. 生活必需品の買物
 - オ. 関係機関等の連絡
 - カ. その他必要な家事
- 三 相談、助言に関すること
- ア. 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - イ. 住宅改良に関する相談、助言
 - ウ. その他必要な相談、助言
- 2 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した 訪問介護計画を作成し、その計画に基づき利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- 3 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な相談及び助言を行う。

(利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第9条 利用者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

2 利用者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

3 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高知市、南国市とする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
 - 二 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人さわらび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

- 1.この改正は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 2.この改正は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
- 3.この改正は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- 4.この改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 5.この改正は、平成 20 年 7 月 4 日から施行する。
- 6.この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 7.この改正は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 8.この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
- 9.この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 10.この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。